

## (防災情報通信グループ)

### 1. 青森県地域情報(防災行政用無線)ネットワークの管理・運営

本県の防災行政無線は昭和43年の十勝沖地震を契機に整備され、平成5年3月には、新たに通信衛星を利用して全国の地方公共団体等を結ぶ「地域衛星通信ネットワーク」に即応した整備が図られ、青森県地域情報(防災行政用無線)ネットワークとして運用を開始した。

本ネットワークは、衛星通信回線をメインに機動的な地上無線回線を有機的に組み合わせ、本県の地域特性に合った信頼性の高い防災行政無線システムを構築している。また、県と市町村、防災関係機関など県下一円を結び、映像・音声・ファクシミリによる迅速かつ的確な情報収集・伝達ができるとともに、他の都道府県とも情報交換ができる通信システムとなっている。

#### <設備の概要>

##### (1)主な機能

電話(個別、一斉)                      F A X (個別・一斉)                      画像伝送  
震度情報等各種データ伝送

##### (2)ネットワークの構成

衛星系					
県庁統制局	1局	地方局	5局	県出先機関	39局
消防本部	16局	市町村	67局	防災関係機関	11局
衛星車載局	1局				
地上系					
中継局	5局	陸上移動局	51局	携帯局	1局

### 2. 青森県防災情報ネットワークの整備

青森県防災情報ネットワークは、災害発生時等において一般公衆回線網の輻輳等通信障害が発生した場合においても、防災情報の確実・迅速な伝達手段を構築することを目的に、現行の青森県地域情報(防災行政用無線)ネットワークに代わる新たなネットワークとして整備するものであり、現在のネットワークと同様、県、市町村及び防災関係機関など県下一円を結び、音声伝送、文書データ伝送及び各種防災システムのデータ伝送等を迅速かつ確実に行うことができるネットワークである。

平成21年度から平成22年度にかけて整備工事等を行い、平成23年度に運用を開始する事業計画となっている。

### 3. 青森県総合防災情報システムの管理・運営

青森県総合防災情報システムは、県及び市町村、防災関係機関が一体となって、迅速かつ確実な応急対策を支援するために、防災情報の「統合化」、「高度化」、「共有化」を基本方針として整備が図られ、平成12年9月に運用を開始した。

なお、機器の老朽化等に伴い、平成21年度は改修に係る実施設計を行っており、平成22年度にはシステム改修を実施する事業計画となっている。

#### <設備の概要>

##### (1)主な機能

気象予警報の受信                      地震・津波情報の受信                      河川砂防情報の受信  
雪情報の受信                              環境テレメーター情報の受信  
市町村等に対する各種通知              各種応援要請  
市町村等からの災害情報(地図情報を伴う)の収集・集約              防災ホームページの公開

##### (2)システムの構成

県 38(防災消防課:15、庁内関係課:14、関係出先機関等:9)  
市町村 67                              消防本部 16                              陸上自衛隊 1                              計 122 端末

### 4. 各種防災システムの管理・運営

#### (1)青森県震度情報ネットワークシステム

青森県震度情報ネットワークシステムは、全市町村の震度を把握し、迅速な災害応急対策活動をとることを目的に全市町村に計測震度計等を設置し、平成8年12月に運用を開始した。

観測した震度情報は気象庁へ、気象庁から報道機関等へと送信され、震度情報の発表が行われているとともに、職員参集装置に接続し、震度4以上の地震発生時における職員参集を補完している。

なお、機器の老朽化等にもない、平成21年度は改修に係る実施設計を行っており、平成22年度には改修工事を実施する事業計画となっている。

## <設備の概要>

ネットワークの構成

県設置震度計 5 6

気象庁設置震度計 6

文部科学省設置震度計 5

### (2)津波警報等収集伝達システム

気象庁防災情報提供装置

気象庁防災情報提供装置は、青森地方気象台と専用回線で接続し、青森地方気象台からの地震・津波情報及び気象予警報等各種気象情報を受信することを目的に設置している。

受信した情報により発表状況、内容を確認するとともに、青森県地域情報ネットワークを介して自動的に市町村等へFAX送信している。

また、職員参集装置に接続し、津波予警報発表時における職員参集を補完している。

気象ゲートウェイ装置

気象ゲートウェイ装置は、各気象台間の情報収集伝達ライン（アデス東日本システム）を青森地方気象台から県へ分岐し、各種気象・観測データの提供を受けることを目的に設置している。

提供を受けたデータは青森県総合防災情報システムへ情報を送信し、庁内関係課へ伝達している。

### (3)防災情報提供共有システム

気象庁防災提供装置により受信した情報を、代理サーバを通じて配信し、庁内関係課及び関係機関に情報伝達している。

## 5. 有線電話の管理・運営

県庁構内の電話交換設備は3,500回線用の時分割電子交換機を使用し、中継台中継方式により4名の電話交換員が交代制で交換業務を行うとともに、各課に直接着信するダイヤル直通電話方式も併せて採用（代表電話・ダイヤル直通電話併用方式）することにより運用している。

平成18年11月には、県庁内からの外線発信電話について光通信化し、電話料金の削減を図っている。

なお、機器の老朽化等から、平成21年度に改修工事を実施し、防災情報音声伝送設備として運用を開始する事業計画となっている。

## 6. 市町村防災行政無線の技術的指導

市町村防災行政無線通信設備は、気象予警報、避難の勧告・指示などの伝達手段として、また、災害に関連する情報の収集・伝達手段として極めて有効であるため、総合的な防災体制を確立する見地から、同報系及び移動系を併せた情報収集・伝達体制の整備を促進している。

### <市町村防災行政無線整備状況>

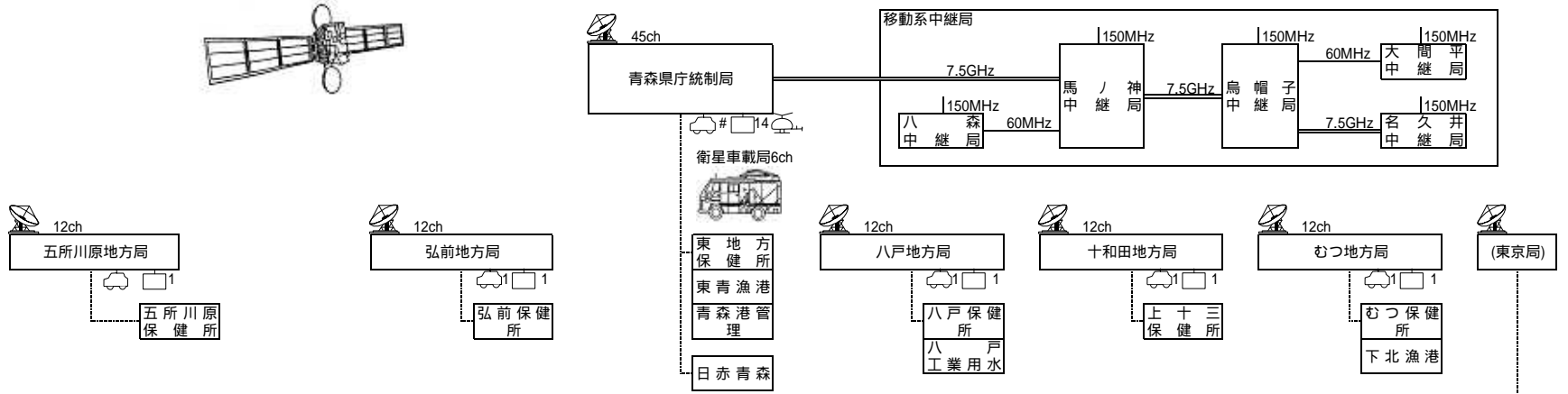
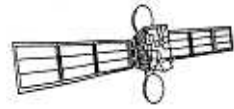
[平成21年4月1日現在]

整備団体数（整備率：％）	
同報系	移動系・地域防災系
38団体（95.0％）	39団体（97.5％）

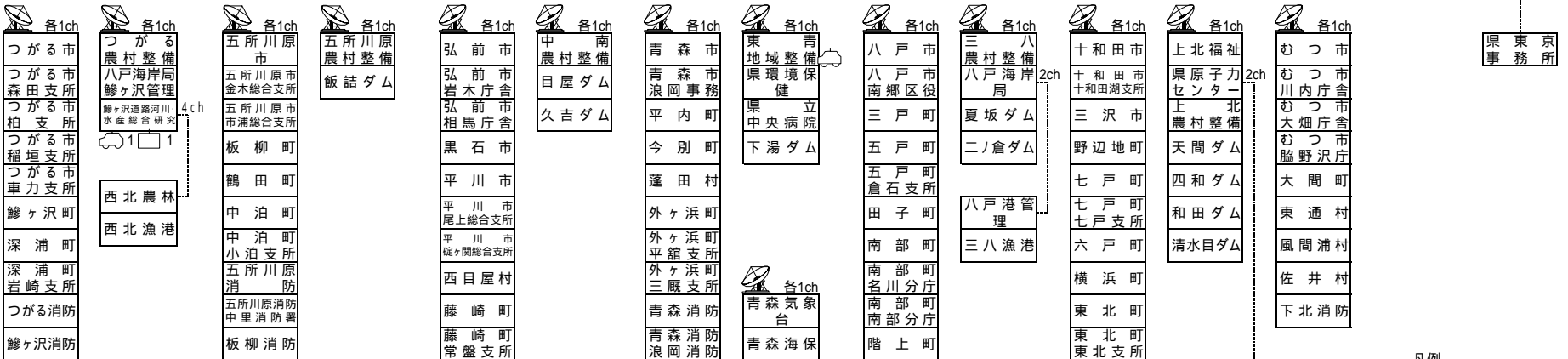
## 7. 無線局の定期検査並びに電波法に基づく申請及び届出等

電波法により、青森県地域情報（防災行政用無線）ネットワークの無線局の一部は所定の期日までに定期検査（登録点検）を受検する必要があるため、その事務を行っている。

また、免許人が青森県となっている無線局の免許関係手続き等を行っている。



23



	五所川原管内	弘前管内	統制局内	八戸管内	十和田管内	むつ管内	つがる管内	(東京局)	合計
統制局			1						1
地方局	1	1		1	1	1			5
端末局	25	18	22	16	26	9			116
衛星車載局			1						1
通信所	3	1	4	4	2	2	(1)		17
中継局	1	1	1	1	1	1			5
移動局(車載)	2	1	25	1	1	1			31
移動局(可搬)	2	1	14	1	1	1			20
携帯局			1						1
合計	34	22	69	24	32	15	(1)		197

凡例

- 無線局
- NTT専用有線回線
- 通信所
- 衛星向けパラボラアンテナ
- 陸上移動局(車載型) 数字は局数
- 陸上移動局(可搬型) "
- 携帯局 "
- 日本原燃濃縮・埋設
- 日本原燃再処理

# 青森県総合防災情報システム概念

